

「特別警報」・「危険警報」・「暴風警報」及び「熱中症特別警戒アラート」 発表時の授業の扱いについて

- 1 次の場合は臨時休業とする。生徒は登校してはいけない。
 - (1) 次の①、②のいずれかの場合
 - ① 午前7時現在、京都府南部(南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部のいずれかの区域または市町村)にいずれかの「特別警報」・「危険警報」または、「暴風警報」が発表されている場合
 - ② 午前7時現在、京都府南部(南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部のいずれかの区域または市町村)に「特別警報」・「危険警報」から切り替わったいずれかの警報が発表されている場合

京都府南部

南丹・京丹波	…	南丹市、京丹波町
京都・亀岡	…	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
山城中部	…	宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町
山城南部	…	木津川市、和束町、精華町、笠置町、南山城村

- (2) 前日、京都府に熱中症特別警戒アラートが発表されている場合
 - (3) 京都府教育委員会が休校の指示をした場合
- 2 「特別警報」・「危険警報」、「暴風警報」及び「特別警報」・「危険警報」から切り替わった全ての警報が下記の時間までに全て解除された場合には、次のとおりに時間割どおりの授業を行う。
 - (1) 午前8時までに解除された場合……3校時より
 - (2) 午前10時までに解除された場合……5校時より
 - (3) 午前10時以降に解除された場合……授業を行わない
 - 3 「特別警報」・「危険警報」が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合は「特別警報」・「危険警報」と同等に扱い、上記の対応とする。
 - 4 学校の所在地に「避難指示」が発令された場合は「特別警報」と同等に扱い、上記の対応とする。

[注 意]

ア 「暴風警報」以外の警報及び各種の「注意報」は含まない。ただし、「特別警報」・「危険警報」から切り替わった警報は全ての警報を対象とする。

※例えば、「大雨特別警報」が発表され解除された際に引き続き「大雨警報」が発表されている間は、「暴風警報」が発表されていなくても臨時休業等の対象となります。

イ 判断はテレビ、ラジオ、インターネット等の天気予報等での確にすること。

ウ 生徒は学校に電話で問い合わせをしないこと。

エ 道路その他の状況に十分注意し、登下校時の安全に気をつけること。
 - 5 生徒の在校中、「特別警報」・「危険警報」及び「暴風警報」が発表された場合は、関係機関が協議して適切な指示を行う。
 - 6 休日等に補習、部活動、模擬テスト等が行われる場合も、上記に準ずる。
 - 7 臨時休業又は欠講した場合は、回復措置をとる。